

第五十一回 参議院 内閣委員会 會議録第五号

昭和四十一年二月十五日(火曜日)

午前十時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 熊谷太三郎君  
理事 柴田 榮君  
八田 一朗君  
伊藤 顯道君  
北村 暢君

委員

石原幹市郎君  
源田 実君  
船田 謙君  
増原 恵吉君  
三吉興吉郎君  
森 八三一君  
山本茂一郎君  
中村 英男君  
鬼木 勝利君  
多田 省吾君  
中沢伊登子君

國務大臣

文部大臣 中村 梅吉君  
厚生大臣 鈴木 善幸君  
運輸大臣 中村 寅太君  
國務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

經濟企画庁長官 澄田 智君  
官房長 智君  
文部大臣官房長 安嶋 彌君  
厚生大臣官房長 梅本 純正君  
運輸大臣官房長 深草 克巳君  
事務局側 常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(熊谷太三郎君) それでは、ただいまから内閣委員会を開会いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、提案理由の説明を聴取いたします。中村文部大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) 今回政府から提出をいたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明いたしたいと思います。

この法律案は、文部省調査局を廃止いたしました。本省の内部部局として新たに文化局を設置いたしますとともに、文部省の職員の定員を改めようとするものであります。

まず、文部省調査局の廃止及び文化局の設置について申し上げます。

そもそも文部省は、教育、学術及び文化の振興と普及をはかることを任務とする国の行政機関であります。従来、教育と学術に関する行政について力点が置かれて、文化についてはややもすると比重が軽くなるうらみがございました。そこで、関係者はもとより一般国民の間におきましても、文化に関する総合的な行政の推進を要する

の声が聞かれるようになっております。この際、文化行政に関する機構の整備を企図いたしますこととした次第でございます。

こうして、文化局は、従来、調査局及び社会教育局に属してまいりました文化関係事務を一元的、総合的に処理することとなるわけであり、その所掌するところは、芸術、文化の振興、普及とその国際交流、著作権その他国語、宗教等に関する事項と相なっております。留学生に関する事務は、その事務の性格にかんがみまして、調査局から大学学術局へ移すこといたしました。

また、同時に、調査局から企画、調査、統計の機能を大臣官房に移すことになりましたが、これは官房機能の充実をはかることを考慮いたしましたからでございます。なお、以上の機構の整備に関しましては、臨時行政調査会の「行政機構の統廃合に関する意見」をも十分に参考とした次第であります。

次に、文部省の職員の定員につきましては、国立大学の施設、学部・学科の新設・拡充及び学年進行等による教職員の増員並びに南極地域観測隊の充実のための職員の増員等が必要でございます。文部省の職員の定員を昭和四十年年度の九万四千四百八十八人にさらに三千九百十五人を加えた九万八千六百三十三人としたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要でございます。何とぞ十分御審議をいただきます。すみやかに御賛成ください。明を終わりたいと思っております。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、經濟企画庁設置

法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る二日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、提案理由の説明を聴取いたします。藤山經濟企画庁長官。

○國務大臣(藤山愛一郎君) ただいま議題となりました經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は、四十年に成立を見ました山村振興法に基づき、経済的文化的諸条件においてきわめて後進的な地位にあります山村の経済力の増進と住民の福祉の向上をはかるため、經濟企画庁に山村振興課を置き、諸般の施策を講じつつあります。が、四十一年度以降は、事業の実施が本格化し、事務量も増大するものと予想されております。このため、山村振興法の施行に関する事務を円滑に処理するには、山村振興に特に関連の多い農林行政に経験の深い者をこれに当たらせる必要があると考えられるのでございます。したがって、農林省の定員三人を、經濟企画庁に振りかえようとするものであります。

經濟企画庁の定員は、現在五百九十一人であり、これにより、三人増加して、五百九十四人となります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。以上で、提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る二日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取いたします。中村運輸大臣。

○国務大臣(中村實太君) たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、海運局の所掌事務となつております船舶の航行の安全に関する事務を、海上保安庁、船員局等の所掌に移すことである。

現在、海運局におきましては、海運業の監督に関する事務に加えまして、航法等の制度に関する事務、水先に関する事務及び船舶の航行の安全に関する総合調整に関する事務を所掌いたしております。しかしながら、これらの事務のさらに円滑な運営をはかるため、航法等の制度に関する事務は、現実にその制度の運用を行なつております海上保安庁において、水先に関する事務は水先人の試験業務を行なつております船員局において、それぞれ一元的に所掌することとし、また、船舶の航行の安全に関する総合調整に関する事務は、大臣官房において行なうように改めることといたしました。

改正の第二点は、船舶技術研究所及び港湾技術研究所の所掌事務の一部を改めることであります。

最近の技術の進歩に伴ひまして、人工衛星を利用することにより、現在利用されております航法技術よりはるかに高性能な航法技術を開発することが期待されるに至りましたので、この際、その研究に着手するため船舶技術研究所の所掌事務を改正いたすことといたしました。また、航空機の高速度化、大型化に耐え得るような滑走路の建設方法等の研究を港湾技術研究所において行ない得るよう同研究所の所掌事務に所要の改正をいたすことといたしました。

改正の第三点は、港湾審議会の所掌事務に、二年間に限り港湾運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議を加えることとあります。

港湾運送事業の合理化は、港湾の効率的な利用

をはかるため、港湾労働の近代化、港湾の管理運営の改善と並んで要請されているところでありますので、港湾審議会におきまして、港湾運送事業の抜本的な合理化に関する具体的諸方策を調査審議していただくことといたしました。

改正の第四点は、航空交通管制本部を廃止して、東京部は二カ所に航空交通管制部を新設することとあります。

わが国の航空交通は、年々増加の一途をたどつていますが、その交通量の分布は、次第に北海道、東北を一つとした交通、本州中部を一つとした交通、九州、四国、中国を一つとした交通に三分される傾向にありますので、この航空交通の態様の三分化の傾向に対処して、航空交通管制業務を的確、かつ、合理的に遂行するため、今回、東京都に置かれていた航空交通管制本部を三分化して、札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び福岡航空交通管制部を新設することといたしました。

このほか、運輸省の職員定員を改める等、所要の改正をすることといたしました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、去る二日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取いたします。鈴木厚生大臣。

○国務大臣(鈴木善幸君) たいだいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、国立病院に衛生検査技師養成

所を附置することができるとすることとあります。

近年医療内容の向上に伴ひ、臨床検査業務の重要性が著しく増大してまいりましたが、衛生検査技師は、看護婦その他の医療関係者と同様、全国的に不足している状況にあり、その養成をはかることが目下の急務とされております。

国立病院及び国立療養所におきましては、従来から医療関係者の不足に対処するため、看護婦等の養成所を附置してその養成に当たつてまいりましたが、このたび、衛生検査技師につきましても、養成所を国立病院に附置し、その養成を行なうこととしたのであります。

改正の第二点は、社会保険研修所の名称を社会保険大学校に改めることとあります。

社会保険研修所は、社会保険関係職員に対し必要な教育訓練を施す機関として時代の要請に応じ、その組織、施設、教育内容等の充実をはかつてまいりましたが、このたび、社会保険関係職員の資質と職務能力の一その向上を期し、特に幹部職員の養成を主眼として教育内容の充実をはかりますとともに、あわせてその名称を社会保険大学校に改めようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を始めて。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午前十四時四十分散会

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の表中「八五人」を「八八人」に、「二、五三人」を「二、六〇六人」に、「二、六〇八人」を「二、六九四人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、七九五人」を「四五、七九四人」に、「四七、八二〇人」を「四七、八一九人」に改める。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表中「一六、三五九人」を「一六、三五七人」に、「六七、五一〇人」を「六七、五〇八人」に改める。

4 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の表中「二五、〇九六人」を「二五、〇九五八人」に、「二五、三三一人」を「二五、三二二人」に改める。

5 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「七千七百九十五人」を「七千七百九十三人」に、「千三百九十九人」を「千三百七十九人」に改める。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

| 区 分                | 車賃(一日当(一宿泊料(一夜につき)食卓料(一夜につき)) |        |
|--------------------|-------------------------------|--------|
|                    | 甲 地方                          | 乙 地方   |
| 内閣総理大臣及び最高裁判所長官    | 二、〇〇〇円                        | 一、〇〇〇円 |
| 内閣総理大臣等            | 一、〇〇〇円                        | 八〇〇円   |
| その他の者              | 八〇〇円                          | 六〇〇円   |
| 指定職の職務又は一等級の職務にある者 | 七〇〇円                          | 五〇〇円   |
| 二等級の職務にある者         | 六〇〇円                          | 四〇〇円   |
| 三等級以下五等級以上の職務にある者  | 五〇〇円                          | 三〇〇円   |
| 六等級以下の職務にある者       | 四〇〇円                          | 二〇〇円   |

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域その他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域その他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二  
移転料

| 大臣等      | 内閣總理大臣等  | 裁判所長官    | その他      | 指定職の職務にある者 | 一等級の職務にある者 | 二等級の職務にある者 | 三等級の職務にある者 | 四等級の職務にある者 | 五等級の職務にある者 | 六等級の職務にある者 | 七等級以下の職務にある者 | 区分                      |                      |
|----------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------------------|----------------------|
|          |          |          |          |            |            |            |            |            |            |            |              | 内閣總理大臣及び最高裁判所長官         | その他                  |
| 四、八〇〇    | 四、八〇〇    | 四、八〇〇    | 四、八〇〇    | 三、六〇〇      | 三、三〇〇      | 三、〇〇〇      | 二、八〇〇      | 二、六〇〇      | 二、三、八〇〇    | 二、〇〇〇      | 一、九〇〇        | 鐵道五十<br>キロメ<br>トル未<br>滿 | 鐵道五十<br>キロメ<br>トル以上  |
| 四、八〇〇    | 四、八〇〇    | 四、八〇〇    | 四、八〇〇    | 三、六〇〇      | 三、三〇〇      | 三、〇〇〇      | 二、八〇〇      | 二、六〇〇      | 二、三、八〇〇    | 二、〇〇〇      | 一、九〇〇        | 鐵道五十<br>キロメ<br>トル以上     | 鐵道五十<br>キロメ<br>トル以上  |
| 五、九〇〇    | 五、九〇〇    | 五、九〇〇    | 五、九〇〇    | 四、八〇〇      | 四、五〇〇      | 四、二〇〇      | 四、〇〇〇      | 三、七、八〇〇    | 三、四、〇〇〇    | 三、〇〇〇      | 二、七、〇〇〇      | 鐵道百キ<br>ロメ<br>トル以上      | 鐵道百キ<br>ロメ<br>トル以上   |
| 六、〇〇〇    | 六、〇〇〇    | 六、〇〇〇    | 六、〇〇〇    | 五、〇〇〇      | 四、八〇〇      | 四、五〇〇      | 四、二〇〇      | 四、〇〇〇      | 三、六、〇〇〇    | 三、〇〇〇      | 二、七、〇〇〇      | 鐵道三百<br>キロメ<br>トル以上     | 鐵道三百<br>キロメ<br>トル以上  |
| 九、六〇〇    | 九、六〇〇    | 九、六〇〇    | 九、六〇〇    | 七、四〇〇      | 七、二〇〇      | 六、八〇〇      | 六、五〇〇      | 六、二〇〇      | 五、二、〇〇〇    | 四、七、〇〇〇    | 四、三、〇〇〇      | 鐵道五百<br>キロメ<br>トル以上     | 鐵道五百<br>キロメ<br>トル以上  |
| 二、三、一〇〇  | 二、三、一〇〇  | 二、三、一〇〇  | 二、三、一〇〇  | 一、〇〇、八〇〇   | 九、五、〇〇     | 八、四〇〇      | 八、〇〇〇      | 七、八、四〇〇    | 七、〇〇、〇〇〇   | 六、二、〇〇〇    | 五、六、〇〇〇      | 鐵道千キ<br>ロメ<br>トル以上      | 鐵道千キ<br>ロメ<br>トル以上   |
| 二、五〇、〇〇〇 | 二、五〇、〇〇〇 | 二、五〇、〇〇〇 | 二、五〇、〇〇〇 | 二、六、〇〇〇    | 二、九、〇〇〇    | 二、三、〇〇〇    | 二、一、五〇〇    | 二、〇、〇〇〇    | 一、八、〇〇〇    | 一、五、〇〇〇    | 一、四、〇〇〇      | 鐵道千五<br>百キロメ<br>トル以上    | 鐵道千五<br>百キロメ<br>トル以上 |
| 一九三、〇〇〇  | 一九三、〇〇〇  | 一九三、〇〇〇  | 一九三、〇〇〇  | 一、七、〇〇〇    | 一、五、〇〇〇    | 一、四、〇〇〇    | 一、三、〇〇〇    | 一、二、三、〇〇〇  | 一、〇、〇〇〇    | 九、六、〇〇〇    | 八、八、〇〇〇      | 鐵道二千<br>キロメ<br>トル以上     | 鐵道二千<br>キロメ<br>トル以上  |

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

一、旧軍人恩給に關する諸願(第五二八号)(第五三四号)(第五四四号)(第六〇三号)(第六一五号)(第六六四号)

一、旧軍人恩給に關する諸願(第五二八号)(第五三四号)(第五四四号)(第六〇三号)(第六一五号)(第六六四号)

願(第五三三號)  
一、元南滿州鐵道株式會社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に關する請願(第五三五

願(第五三三號)  
一、元南滿州鐵道株式會社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に關する請願(第五三五

一、恩給、共済年金増額に關する請願（第五九六号）（第五九七号）（第五九八号）  
二、恩給、年金の増額及び恩給、年金の給与制

一、恩給、共済年金増額に關する請願（第五九六号）（第五九七号）（第五九八号）  
二、恩給、年金の増額及び恩給、年金の給与制

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願（第六七六号）

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願（第六七六号）

請願者 長野県松本市城東町一ノ五ノ一五  
軍恩連盟松本連合支部内 林千代

請願者 長野県松本市城東町一ノ五ノ一五  
軍恩連盟松本連合支部内 林千代

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

旧軍人恩給に關する請願

旧軍人恩給に關する請願

七 田中清外二百八十五名  
紹介議員 河野 謙三君  
この諸願の趣旨は、第四〇号と同じである。

七 田中清外二百八十五名  
紹介議員 河野 謙三君  
この諸願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五四四号 昭和四十一年二月二十八日受理  
旧軍人恩給に関する請願

第五四四号 昭和四十一年二月二十八日受理  
旧軍人恩給に関する請願

武居英次外四千三百二十三名  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

武居英次外四千三百二十三名  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

旧軍人恩給に關する諸願  
請願者 長野縣塩尻市大字塩尻町一、五五  
八ノ一 笠原今朝人外千四百六十

旧軍人恩給に關する諸願  
請願者 長野縣塩尻市大字塩尻町一、五五  
八ノ一 笠原今朝人外千四百六十

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

旧軍人恩給に關する請願  
請願者 長野県篠の井市東横田三七三長野  
県軍人恩給連盟篠の井市支部内

旧軍人恩給に關する請願  
請願者 長野県篠の井市東横田三七三長野  
県軍人恩給連盟篠の井市支部内

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

請願者 長野県西筑摩郡上松町大字上松  
一、七〇八 木下芳美外四百四十  
七名

請願者 長野県西筑摩郡上松町大字上松  
一、七〇八 木下芳美外四百四十  
七名

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

退職公務員の恩給、共済年金等に関する諸願

退職公務員の恩給、共済年金等に関する諸願

請願者 北海道名寄市西三条北三丁目 古

沢正三外千百三十二名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五三五号 昭和四十一年一月二十七日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 大阪市旭区橋寺町三七一 上山宗

次郎

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第六一〇号 昭和四十一年一月二十九日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 大分県竹田市大字吉田三三四 河

南幸重

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第五九六号 昭和四十一年一月二十八日受理

恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 札幌市北一条東七丁目 西尾良藏

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。

第五九七号 昭和四十一年一月二十八日受理

恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 札幌市月寒西一条八ノ四一〇 森

田松五郎

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。

第五九八号 昭和四十一年一月二十八日受理

恩給、共済年金増額に関する請願

請願者 札幌市北六条西一〇丁目 安田智

生

紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。

第六〇五号 昭和四十一年一月二十九日受理

恩給、年金の増額及び恩給、年金の給与制度改善に関する請願

請願者 大阪府堺市北条町一ノ一八三ノ

二 村重実

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六七六号 昭和四十一年二月一日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 長崎市城山町二ノ五一四 河野吉

男外十九名

紹介議員 柳田桃太郎君

国立大学教官に対し、研究と教育におけるその重大な職責にふさわしい待遇が与えられるよう特段の配慮を賜りたい。

理由

今後、世界の先進国として、指導的な地歩を占めていくべき我が国にとつて、それをささえる科学研究と人材の開発が急務であることはいうまでもない。しかるに、この職責を担当する大学教官の待遇は、これまで幾回かのベースアップにもかかわらず、特段の改善措置を見ていない。近年、国立大学教官の約五パーセントが毎年大学を去り、民間企業その他へ転ずるといつた状況である。

(資料一)

現在、国立大学教官の待遇は、

(一) 戦前の実質的水準を著しく下回るのみならず、(資料二(四四))

(二) 国家公務員として類似の職務に従う裁判官に比べてもはなはだしく低く(資料三)

(三) 同様の職務に従事する私立大学教官に對してもかなり劣位にある。(資料四)

このような条件のもとでは、国立大学教官がその職責を十分に果たすことは困難である。

作今、アメリカ、イタリヤ、オーストラリア等の

諸外国では研究者の待遇を大幅に改善した。(資料五)